

港区の施策・事業等について
部会で出された主なご意見と区役所の対応・考え方

○こども青少年部会（平成 29 年度第 3 回：平成 30 年 3 月 7 日開催）

番号	意見	区役所の対応・考え方
①	港区運営方針（案）に「適正配置計画を作成」とあるが、学校の適正配置をどのように進めるのか。	学校の規模や配置の適正化は、11 学級以下で将来も 11 学級以下と見込まれる小学校が対象となり、基本的には統合もしくは校区変更の手法で進めることとなっています。区としましては、統合する場合は、より魅力ある学校とするため施設一体型小中一貫校とするなど、大規模な施設整備が必要と考えていますが、教育委員会から大規模な施設整備が必要な場合の方針が示されていないため、具体的な検討ができない状況であります。 一方、港区の人口が、平成 29 年に転入が転出を上回るようになったことから、統合については、児童数の推移を見守りながら慎重にする必要があると考えています。
②	「港区サードプレイス・不登校児童生徒支援」の予算額が、平成 28 年度から 29 年度にかけて大きく増額され、30 年度に減額されているがどうしてか。	平成 29 年度に、不登校の児童生徒のアウトリーチ型の支援及び臨床心理士による土曜教育相談の 2 つの新たな事業を開始したことから、予算が増えています。平成 30 年度は予算全体にシーリング（予算要求できる上限額）がかかっていることから、本事業も若干の減額をしています。
③	八幡屋小学校の児童いきいき放課後事業での多文化共生教育の取組みについて、平成 30 年度は三先小学校の児童いきいき放課後事業にも、外国語の話せるスタッフを学期に 1 回派遣するなど、可能な範囲で実施してもらえないか。	平成 29 年度に、区内で日本語指導が必要な児童が最も多く在籍している小学校（八幡屋小学校）の児童いきいき放課後活動で、補習及び中国語・中国文化や多文化共生を学ぶプログラムを実施しました。平成 30 年度も引き続き同様の内容で実施する予定です。 実施対象校は、日本語指導が必要な児童が多く在籍する小学校としており、平成 30 年度に日本語指導が必要な児童が一定の数以上在籍する小学校があれば、八幡屋小学校以外でも工夫をして何らかの支援ができないか検討します。
④	日本語が十分に話せない外国人のこどもへの支援はどのようなものがあるのか。	日本語指導が必要な児童生徒に対し、教育委員会が指導者を派遣する制度がありますが、回数に限りがあります。 区の事業では、日本語指導が必要な児童生徒に学校の申請に基づきサポーターを配置しています。また、多

		文化共生教育スタートアップ事業として、外国籍住民や留学生と交流しながら英会話と多文化共生を学ぶ「多文化カフェ」、日本語指導が必要な児童が多く在籍している八幡屋小学校では放課後に補習及び中国語・中国文化や多文化共生を学ぶ「多文化エンパワメント学習」を実施しています。
⑤	平成 30 年度の「港エンパワメント塾」事業で、インターネットの無料動画を活用して勉強するということだが、港エンパワメント塾に参加している生徒だけが対象となるのか。	行政、NPO、個人、塾事業者等が作成した無料動画授業が、インターネット上に多数公開されています。その中から、わかりやすいものを集め有識者の意見を取り入れて取捨選択しリスト化を行い、港区のホームページ上等に公開するので、インターネットを閲覧できる環境があれば誰でも利用できます。
⑥	学校選択において、市岡東中学校に野球部がないため選択されない場合があると聞いた。指導できる教員がないため部活動ができない学校へ、外部の指導者を配置できないのか。	平成30年度に教育委員会がモデル事業として、部活動における教員の長時間勤務の解消及び指導水準の向上のため、80名の部活動指導員を中学校に配置する予定です。
⑦	中学校にクラブを新たに作るにはどうしたらよいか。	部活動は、新たなクラブをつくることも含め、各学校がその実態をふまえ、指導体制を構築し、指導方針を決定し実施しています。
⑧	教員の働き方改革でクラブに休日が設けられるとのことだが、新たに配置される 80 名の指導者が部活動休日に指導にあたることはできるか。	平成 29 年 8 月に文部科学省から「学校における働き方改革に係る緊急提言」が出されるなど、教職員の長時間勤務が大きな問題となっています。大阪市では、教職員の長時間勤務の解消に向けた取組みの一環として、平成 30 年 1 月に、部活動について週当たり 2 日の休養日を設定する旨の通知が出されました。これは、学校のルールとして部活動の休養日を設定するもので、教員が指導にあたらなければ休養日を設定しなくてもいいということではありません。 なお、新たな 80 名の部活動指導員を部活動の休養日に配置することはできません。
⑨	80 名の専門指導者の競技種目の傾向が知りたい。	現在、各学校が大阪市に申請しているところなので、配置の結果が出れば、情報提供します。

⑩	18時以降、学校に電話したら音声テープが流れる取組みについて、既に取り組んでいる学校での状況などの情報があれば教えて欲しい。	他都市や大阪市でもモデル的に実施されており、実施した学校については、教員の繁忙状況が改善され効果があがっています。音声テープについては、生命にかかわるような緊急的な場合は、本来対応すべき警察やこども相談センター等、それぞれの窓口を音声ガイドンスでご案内しています。
⑪	昨今、若い先生の未熟さが課題のように聞くが、若い先生には地域に弱音を吐いてもらえたらいいと思う。弱音を吐いてくれれば、地域の人の中には支援できる人もいる。若い先生も地域と一緒に育っていてももらえればいい。	学校にご意見を伝えるとともに、区としてもどのような方法で実現できるかについて学校と相談します。
⑫	110番の家として協力する場合は、どういうルートで頼めばよいのか。	校区の小中学校までご連絡をお願いします。
⑬	ワークス探検団では何社ぐらい実施してもらっているか。 また、子どもにアンケートを取るなどして子どもが行きたいところに訪問するようにしてはどうか。	平成29年度には、ご協力いただいた区内10企業・店舗において小学生による見学・体験を実施しました。これまでの6回で毎年約8社、延べ22社にご協力いただき、多彩なメニューが提供できました。 訪問先については、これまで保護者の皆さんにはアンケートで今後の希望業種を聞いていましたが、今後は、参加いただいた子どもたちにも、アンケートを取るようになります。
⑭	評判がいいのであれば、港区にもキッズニアを誘致すればいい。	キッズニアは職業体験テーマパークで、日本には、東京都江東区と兵庫県西宮市の2カ所にあります。港区に誘致することは困難ですが、港区では、小学校高学年の子どもたちに職業体験ができる機会を提供する取組みとして「ワークス探検団」を実施しています。

港区の施策・事業等について
部会で出された主なご意見と区役所の対応・考え方

○防災・防犯部会（平成 29 年度第 3 回：平成 30 年 3 月 14 日開催）

番号	意見	区役所の対応・考え方
①	地域防災の活動支援について、小学校単位だけでなく、町会単位についても支援してほしい。防災においては、町会単位での安否確認や避難訓練が特に重要と感じている。	現在も要請があれば町会やマンション単位の防災学習会や避難訓練の開催を支援しています。お気軽に安全・安心グループ（52 番窓口、電話 6 5 7 6 - 9 8 8 1）に連絡・相談をお願いします。
②	避難行動要支援者対策の促進に関して、大阪市では各区で要支援者の名簿を作成して、災害時にも地域に活用してもらえるように取り組んでいると認識しているが、港区はどうか。	港区においても、要支援者名簿を作成して災害時に活動いただけるように全地域活動協議会に提供しています。 各地域で、地域福祉担当者と防災担当者が連携を深め、地域における避難行動要支援者の避難支援の取組が進むように支援します。
③	障がい者向け支援施設には、昼間のみの通所や夜間も宿泊する施設もあり、様々な時間を想定した防災訓練を実施してほしい。	平成 29 年度は、10 地域で災害時に介護の必要な高齢者や障がい者などが避難生活を送る福祉避難所となる施設と連携して避難所開設訓練を実施しました。今後とも、様々な発災時間に対応した訓練が行われるように働きかけを行います。
④	地域防災リーダーがなかなか長続きしない。名前のみで活動いただけない方が増えている。	地域活動における担い手不足に悩んでいる団体が多い状況です。こうした中、地域から推薦いただいた港区地域防災リーダーが地域で活動いただけるように関係機関と連携して支援を行います。 具体的には、防災知識・技術を習得いただくための訓練等を港消防署と連携して実施します。 さらに、地域間の情報交換会を定期的開催して、地域防災リーダーの活動が活発な地域の事例を紹介するとともに、各地域の地域防災リーダー間の連携が進むように地域事情に応じた支援を行います。
⑤	災害用食料の備蓄の増加で、期限切れによる大量廃棄が問題になっているという報道を見た。港区の状況はどうか。	大阪市では、アルファ化米（お粥）、ビスケット（乾パン）、水などの飲食料品の備蓄物資は、賞味期限が 1 年未満であれば、防災訓練時等に有効活用が図れるように、平成 27 年度に取り扱い要領を改訂しています。 港区では、賞味期限が 1 年未満の飲食料品の備蓄物資を地域の防災訓練等で有効に活用いただける

		<p>ように積極的に働きかけており、平成 29 年は、期限切れによる廃棄は行っていません。</p> <p>今後とも、廃棄しないように有効活用に努めます。</p> <p>さらに、災害発生時に必要になる物資を備蓄するのではなく、民間事業者との災害時協定等により、日頃流通している物資を災害発生時に優先的に確保できる仕組みについて検討します。</p>
⑥	<p>29 年中の地域別の街頭犯罪 7 手口について、田中、市岡地域が増加しているが、なぜ増加したのか分析しているのか。また、その対策を行っているのか。</p>	<p>街頭犯罪 7 手口の毎月の発生状況については、毎月、大阪市区別・港区地域別の発生件数や前年との増減等を把握しています。さらに、警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を発信しています。</p> <p>具体的には、犯罪発生状況や各地域の犯罪発生状況を踏まえた防犯の取組み案を地域合同会長会（毎月開催）、防犯活動情報交換会（年 3 回程度開催）及び区ホームページに適宜提供しています。</p> <p>田中・市岡地域とも自転車盗の増加が影響しており、区としても「カギ掛け励行」「駐輪場適正利用」啓発を実施するとともに、各地域に自転車盗対策の強化を呼びかけています。</p>
⑦	<p>特定空家対策について、港区の把握方法・取組実態・対応件数などを教えてほしい。例えば、危険家屋を取り壊して防災広場になれば、防災上有効な対策になるとおもう。</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日から、倒壊等の危険や衛生上有害、景観を損なっているなど、放置することが不適切な状態にあると認められる「特定空家等」の対策を進めるため、区役所内に相談窓口を設置しました。「特定空家等」の把握方法は、主に区民からの通報です。取組みとしては、物件の状況等についてお話をお聞きしたうえ、区役所職員が現地に赴き、通報者や地域の方、必要に応じて関係行政機関とも連携しながら、対応策を検討して、所有者等による適切な管理を働きかけて、段階的に指導を強化しています。</p> <p>また、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に向けた相談がある場合には、相談内容に応じて専門家等へおつなぎします。</p> <p>空家等については、所有者が特定できない場合など、必ずしも迅速な解決にいたらない場合もありますが、区役所としても区民の皆さんの協力も頂きながら、解決に向け一つずつ取り組んでいきます。</p> <p>なお、平成 28 年度末では、18 件の「特定空家等」を把握しており、その内、5 件についてすでに解体が行われたことを確認しています。</p>

⑧	業績目標の中の撤退基準について、「弁天町駅周辺のバリアフリーに向けた取組」、「国道43号沿道環境の改善」は数値で表していない。「進捗管理が継続できなかった場合は取組内容を再構築する。」としている理由を教えてください。	これらの取り組みについては、国土交通省大阪国道事務所など関係機関との連携により進めていくものであり、関係機関での計画の進捗などの影響を受けるため、直接的な数値目標は示さずに適切な進捗管理を行っていくこととしています。
⑨	具体的取組を計画するにあたって、前年度の取組結果を分析して計画しているのか。特に、前年度に計画通りにできなかった場合に、何が原因なのか分析しているのか教えてください。	運営方針は、PDCA（計画・実行・評価・改善）を徹底するために作成しています。取組や目標達成状況の分析・自己評価を行い、6月の区政会議で評価いただき、具体的な取組の進め方や次年度の計画に反映しています。
⑩	港区は人口減少や少子高齢化が進み、まちの衰退が進んでいる。USJに近く、IRや万博誘致を踏まえて、港区の活性化に向けた取組が必要と感じる。	市全体で人口が増加する中港区では減少し、少子・高齢化も進んでいます。そのため、まちの活性化に向けた取組が重要と考えており、平成30年度は公民連携によるビジネス機会の創出、次世代を担う人材育成を支援するなど、まちの活性化に取り組みます。
⑪	区政会議に関して、意見がにくい雰囲気になっていると感じる。	区政会議は、区の取組等について意見やニーズをお聞かせいただき、区政運営に反映していくことを目的としています。委員の皆さんのご意見もいただきながら、雰囲気も含めて活発に意見をいただけるように工夫してまいります。
⑫	大阪市で議論している大都市制度だが、現在区で行っている防災等の取組が総合区や特別区になっても同じように行えるか気になる。また、現在の24区でうまく行っていない具体的内容も教えてください。	<p>（制度案検討の背景）</p> <p>大阪市では、東京一極集中が進む中、経済活動の全国シェア低下や法人税収の落ち込みなど長期にわたって低落傾向が続いており、加えて人口減少・超高齢社会が3大都市圏の中でいち早く到来する見込みであることなど、大阪が抱える課題の解決と東京一極集中の是正など日本における副首都の必要性の観点から、東西二極の一極として日本の成長エンジンの役割を果たす「副首都・大阪」をめざしています。そのためには都市機能の充実とそれを支える制度が必要となりますが、現状のままでは限界があると考えています。</p> <p>そこで、制度面の取り組みとして、都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実に向けて、現行法制度のもとで実現可能な、総合区、特別区の両制度について検討</p>

をおこなっており、最終的に住民の皆さんにご判断いただけるよう、両案をとりまとめていきます。
(現在の24区ではうまくいかないのか)

これまでも基礎自治に関する施策や事業について、区長が決定できるよう、現行制度の枠組みの中で局が持つ権限・財源・責任を区長に移管し、区長による総合的な施策の展開を図ってきたところです。

これまで以上に権限移譲を進めていくためには、各区に必要な組織体制や財源を整える必要がありますが、その分コストがかかることになるため、現在の24区のままでは限界があると考えています。

(防災の取組について)

総合区・特別区いずれの案においても、現在の24区単位に地域自治区・地域自治区事務所を設置することとしており、災害時における避難誘導、被害状況等の調査、避難所の開設など、地域での応急対策活動については、地域自治区事務所が担います。また、その活動を円滑に行えるよう、平時から、地区防災計画の策定、地域防災訓練、地域防災リーダーの養成、避難所の維持管理など、地域の自主防災に関する支援も地域自治区事務所が担います。

港区の施策・事業等について
部会で出された主なご意見と区役所の対応・考え方

○福祉部会（平成 29 年度第 3 回：平成 30 年 3 月 13 日開催）

番号	意見	区役所の対応・考え方
①	<p>港区歯科医師会では、健康月間の取り組みとして弁天町ORC200生涯学習センターで「港区歯科フォーラム」を開催していたが、弁天町ORC200生涯学習センターが3月末で閉館されることになり、次の会場探しに苦慮している。区役所会議室の一般開放など検討していただけないか。</p>	<p>区役所会議室の使用に関しては、市民協働のまちづくりを進めることを目的に「大阪市港区役所会議室の目的外使用に関する要綱」により「使用を許可する会議室・対象・日時」等が規定されており、港区歯科医師会は「元気な港区づくりサポーター」に登録されていることから、健康月間の取組については、平日の午前9時から午後5時半の間、区役所会議室をご利用いただくことができます。</p> <p>なお、港区歯科医師会、港区医師会、港薬剤師会につきましては、在宅医療・介護連携をはじめ日頃から港区の保健福祉の推進に大きな役割を果たしていただいております。港区の保健福祉の課題解決に向けた活動場所の確保については、区役所として積極的にサポートをしていきたいと考えています。</p>
②	<p>大阪市子どもサポートネットの構築について、支援の必要な子どもや子育て世帯を発見した時に既存の制度にどう繋げていくのか。発見だけで終わらないようにするためのビジョンはあるのか。また、スクリーニングシートを活用することにより、アセスメント力が低下しないよう、人材育成による現場力の底上げが必要ではないか。</p>	<p>福祉・地域資源にどう繋げていくのかは大きな課題であると認識しています。</p> <p>スクールソーシャルワーカーやコーディネーターと連携し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会に繋げるなど、子ども・子育て世帯に寄り添い支援をするというスタンスで取り組みます。</p> <p>また、スクリーニングシートについて、教育委員会事務局の説明では、市で統一の様式を作成・活用し実態が見える化することで、各学校における気づきの標準化を図るとともに、現場力の底上げ、人材育成に繋がるとしています。</p> <p>なお、この制度は2年間のモデル実施となりますので、今後の検証を踏まえ、シートの項目等を含め見直しすることとなります。</p>

<p>③</p>	<p>健康フェスタをはじめ健康月間の取り組みについて、高齢者向けのプログラムが多いように感じている。いろいろな年代が参加できるプログラムを検討していただきたい。</p>	<p>今年度の健康フェスタ参加者アンケート結果からも高齢者の参加割合が高いことがわかり、健康フェスタ実行委員会においても同様のご意見をいただきました。 ご意見を踏まえ、来年度は中年層や子育て世代などの若い方にも参加していただけるよう検討していきます。 特に乳幼児や児童の参加に関しては、保護者の方に興味を持っていただくことが重要ですので、さまざまな機会を利用しニーズを汲み取りながらプログラム等の内容について工夫を行いたいと考えています。 また、健康月間の広報においては年代別の運動メニューの提案やワンポイントアドバイスなど、健康づくりに関心を持っていただけるよう取り組みます。</p>
<p>④</p>	<p>池島住宅の建て替えに伴う移転について、この春に池島住宅2号館が完成し、池島住宅13～29号館の住人が移転をすることになっている。 しかし、池島住宅13～20号館の住民が先に移転しその後池島住宅21～29号館の住人が移転することになっている。移転時期が異なることから住民間でもいざこざが起きており、移転の順番は抽選等で決めるべきだったと思う。 また、移転先が移転前の住宅より極端に狭く、思い出のある家具等が持っていけない状態になっている。</p>	<p>池島住宅の建て替え事業について、都市整備局に確認したところ、すべての住宅を一斉に建て替えることができないため、順次建て替えを行い、建て替え順に移転をしていただいているとのこと。 具体的には、第1期（旧池島住宅1～5号館）の跡地に建設した池島住宅1号館に第2期（旧池島住宅6～12号館）の方が移転していただき、その跡地に池島住宅2号館を建設しています。 第3期（池島住宅13～20号館）の方々には池島住宅1号館の空いている住戸と池島住宅2号館に移転いただき、その跡地に池島住宅3号館（仮称）を建設する予定です。 第3期の移転後、第4期（池島住宅21～29号館）の方々には池島住宅1・2号館に移転していただきます。 次に住宅を建設する用地が第3期の用地になるため、第4期の方々より先に移転をしていただくとのこと。 また、入居する新住戸の広さ等は、直近の説明会時点の世帯人数によることを基本としているとのこと。 現在の住戸部分の面積は、棟により異なりますが約36～47㎡であり、移転後の住戸部分の面積は、1人世帯用が約47㎡、2人世帯用が約53㎡・3人以上世帯用が約63</p>

		<p>m²と建替事業実施要綱に規定しているとのことです。</p> <p>移転の前後で世帯人数が減少し、3人以上世帯が一人世帯になった場合には、住戸面積は変わりませんが、風呂場等の大きさ変更によりその他の面積が狭くなる場合があるそうですが、公平に移転をしていただくための仕組みですのでご理解をいただきますようお願いいたします。</p>
⑤	<p>先日、地域の防災訓練に参加したが、住んでいるマンション棟からは私のみの参加であった。訓練のことは町内の掲示板を見て知ったが、マンション1階の掲示板での案内や各戸への案内はなかったように思う。</p>	<p>避難所開設訓練や地域防災学習会等の活動は地域活動協議会を中心とした自主防災組織において行っていただいております。訓練等の周知についても地域で案内チラシの配布や回覧、掲示板等の方法により行われています。</p> <p>今回いただいたご意見については、当該地域にお伝えします。</p>
⑥	<p>地域支援調整チーム会議の高齢者支援専門部会からの要望2の回答の中で成年後見制度の「申立期間が4か月近くを要することもあり」とあるのは、成年後見制度一般の話ではなく、市長申立の場合であると思われるので明確にしておいたほうが良い。</p>	<p>ご指摘のとおり、要望2の回答はあくまでも市長申立に関する審理期間の短縮など制度上の課題について、国に対して見直しを要望するよう福祉局に働きかけるものですので、そのことが明確になるよう、要望2の回答を修正します。</p>